# 東京大学石綿対策ガイドライン

1 はじめに

措置をいう。「封じ込め」とは、吹き付け石綿及び石綿含有吹き付け建材の表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成すること、又は固化剤を浸透させ、石綿繊維の結合力を強化することにより石綿の粉じんを飛散させないようにする措置をいう。

### 石綿取り扱い業務

石綿を取り扱う研究及びその他の業務。

### 3 目的

大学の学生及び教職員等の学内に存在する石綿による健康障害を予防すること及び学内 に存在する石綿に関しての情報の公開に努めることを目的に本ガイドラインを定める。

### 4 石綿使用状況の把握

### 4-1 石綿使用建物等の把握

大学は建物等の吹き付け石綿及び石綿含有吹き付け建材の使用

建材を使用している室等の気中石綿濃度測定及び室等の使用頻度を把握することとし、 以下の手順でリスクアセスメントを行う。

気中石綿濃度の算定

気中石綿濃度の単位は本/リットル(以下 f/L)を用いる。

以下の計算式で調整済み気中石綿濃度を求める。

$$C_{adj} = 0.2 * P_{(chrysotile)} * C + (1 - P_{(chrysotile)}) * C$$

C: 気中全石綿濃度 (f/L)

C<sub>adi</sub>:調整済み気中石綿濃度 (f/L)

P<sub>(chrysotile)</sub>:成分分析結果における全石綿中クリソタイルの比率

#### リスクの評価

以下のリスクマトリックスを用いて、石綿による健康障害リスクを評価する。

		調整済み気中石綿濃度		
		>3 f/L	0.5-3 f/L	<0.5 f/L
使用頻度	常時人が在室する	1	3	6
	週 1 回以上の頻度 で人が立ち入る	2	5	8
	週 1 回未満の頻度 で人が立ち入る	4	7	9

### カテゴリ番号別リスクの程度

- 1 :直ちに立ち入り禁止措置と発生源対策を要する。学生及び教職員等の保護と健康状態の経過観察を要する。
- 2-4:立ち入り禁止措置と曝露低減措置を講じつつ計画的な発生源対策を要する。学生及び教職員等の健康状態の経過観察を要する。
- 5 : 曝露低減措置及び計画的な発生源対策を要する。希望する学生及び教職員等 の健康状態の確認を要する。
- 6-9:必要に応じて曝露低減措置と計画的な発生源対策を要する。希望する学生及び 教職員等の健康状態の確認を要する。

#### 5 - 3 環境管理

## ・石綿管理状況の確認

大学は、囲い込みされている場合を除く吹き付け石綿及び石綿含有吹き付け建材の表面の状態を6ヶ月以内ごとに確認し、石綿の飛散の恐れの程度を評価すると共に記録し保管する。また、囲い込みされている吹き付け石綿又は石綿含有吹き付け建材がある室等は天井建材の表面の状態を一年以内ごとに確認し、石綿の飛散の恐れの程度を評価すると共に記録し保管する。なお、囲い込みを行っている室等には吹き付け石綿又は石綿含有吹き付け建材が囲い込まれている旨を明示する。

#### ・石綿の除去

大学はリスクアセスメントの結果を基に吹き付け石綿及び石綿含有吹き付け建材の除去を計画的に行う。

### 5 - 4 作業管理

### ・立ち入り禁止措置等

大学は、発生源対策を必要とする室等に対して立ち入り禁止措置を講じなければならない。又、やむを得ずその室等を使用する場合には学生及び教職員等に対して防じんマスクその他の防護措置を講じさせなければならない。

#### ·曝露低減措置等

大学は石綿への曝露低減措置を要する場所における研究及び作業時には学生及び教職員等に対して防じんマスクその他の防護措置を講じさせなければならない。

・石綿含有建材及び石綿含有実験機器の廃棄に関する措置

石綿含有建材が破損した場合は速やかに清掃し、破損した建材は密閉して保管することとする。また、石綿含有建材及び石綿含有実験機器を廃棄する場合は密閉して保管し、 定められた手続きに従い廃棄する。

#### 6 石綿含有実験機器の管理

大学は、学生及び教職員等が石綿曝露による健康障害が発生しないよう石綿含有実験機器の使用を適切に管理する。

#### 7 安全衛生教育

大学は、希望する学生及び教職員等に対して石綿による健康障害についての安全衛生教育を行う。

# 8 健康管理

#### 8-1 石綿使用建物等の使用者の健康管理

大学は、リスクアセスメントの結果、健康状態の経過観察が必要とされる学生及び教職員等に対して年1回の直接胸部レントゲン検査による健康診断を行い、その結果の記録と保管を行う。

大学は、吹き付け石綿等により石綿に曝露されていた恐れのある学生及び教職員等で希望するものに対して、臨時に直接胸部レントゲン検査による健康診断を行い、その結果の記録と保管を行う。

大学は、希望する学生及び教職員等に対して石綿による健康障害についての保健指導を行う。

#### 8-2 健康障害発症者の健康管理

大学は、石綿等による健康障害が発生した場合もしくはその可能性がある場合は原因

の解明に協力し情報の提供等の適切な措置をとる。

### 9 退職した教職員等への対応

### 9-1 相談窓口の設置

大学は、過去に在籍していた学生及び教職員等に対して大学在籍時の石綿への曝露も しくは健康障害についての相談窓口を設置する。

### 9 - 2 健康管理

大学は、大学在籍時に石綿曝露していた可能性のある過去に在籍していた学生及び教職員等に対して石綿による健康障害についての健康診断及び保健指導を行うよう努める。また、石綿による健康障害が発生した場合もしくはその可能性がある場合は原因の解明に協力し情報の提供等の適切な措置をとる。

### 10 情報管理

#### 10-1 情報の保管と提供

大学は、石綿の使用状況及び気中石綿濃度測定結果等の記録をその事由が解消された後 50 年間保管する。大学は、学生、教職員等及び過去に在籍した学生、教職員等並びに関係省庁及びその機関から求めがある場合は関連する石綿に関する情報を速やかに提供する。

### 10-2 情報の公開

大学は、学内における石綿使用状況及び管理状況について学生、教職員等及び過去に在籍した学生、教職員等に対して情報を公開する。また、学内における石綿使用状況及び管理状況について情報を一般に公開することに努める。

以上